

# 第 14 回恵那市景観審議会 会議録

日時：令和 5 年 2 月 20 日（月） 10：00～

場所：恵那市役所西庁舎 3 階災害対策室 A・B

---

1. 開会
  2. 部長あいさつ
  3. 会議の成立
  4. 会長あいさつ
  5. 審議事項
    - (1) 景観計画の改正内容について
    - (2) 恵那市景観計画運用指針の改正内容について
  6. 報告事項
    - (1) スケジュール、屋外広告物、景観シンポジウムについて
  7. その他
  8. 閉会
- 

公開又は非公開の別 公開

出席者

出村嘉史会長、前川登副会長、八田雅昭委員、小出寿勝委員、渡邊敏夫委員、足立健二委員、小川智明委員、森川彰夫委員

欠席者

三宅孝欣委員

傍聴者 0 名

## 1. 開会

■事務局（進行・大宮技術指導官） 皆様こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、これより、第14回恵那市景観審議会を開催いたします。私は本日、司会進行を勤めます、都市住宅課技術指導官の大宮と申します。よろしくお願いたします。それでは、着座にて進めさせていただきます。

会議を始めます前に、本日の資料の確認をさせていただきます。お配りしました資料は、「次第」、「資料①景観計画の改正内容について」、「資料②景観計画運用指針の改正内容について」、「資料③報告事項」、「景観配慮チェックシート（案）」、「景観シンポジウムアンケート集計結果」、「恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の手引き」の6点でございます。お手元でございますでしょうか。

なお、三宅孝欣委員につきましては、事前に欠席の報告をいただいております。

また、当会議は新型コロナウイルス感染症対策を施した上、会議を開催しておりますこと、ご承知願います。加えて、会議の開催に先立ちまして、この審議会は、恵那市景観条例施行規則第32条により公開とさせていただきます。

よって、会場には、傍聴席を用意しております。

また、議事の要旨を恵那市のウェブサイトで公開いたしますので、ご了承を、お願い致します。

## 2. 部長あいさつ

■事務局（大宮） 続きまして、建設部長から、ごあいさつ申し上げます。林部長よろしくお願いたします。

■事務局（部長） 皆さん改めまして、おはようございます。本日は第14回目となります恵那市景観審議会を開催させていただきましたところ、会長の出村先生をはじめ、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃より恵那市の景観行政に対しまして、ご指導、ご協力いただきありがとうございます。

さて、本日の景観審議会でございますが、景観計画策定から10年が経過したということでございまして、この間の社会情勢、また景観を取り巻く環境の変化により、太陽光発電設備を景観法に基づく届出対象にするという観点でご意見いただいているところでございます。恵那市といたしましては、1年前にゼロカーボンシティ恵那を宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするということ、行動計画を策定する中で、行政、市民、そして、事業者の皆さまと共にゼロカーボンシティを推進していくという方針を掲げているところであります。

その中で、太陽光発電設備を経済活動の一つとして認知する中で、景観との調和・整合を図ることが必要となってまいります。景観計画の中の目標像の中に「山、農地、里、まちのつながりを大切に、そこで見える人々の暮らしが見える風景」とあります。こうした恵那市の景観の保全につながるようご検討いただきたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いたします。

■事務局（大宮） ありがとうございます。

## 3. 会議の成立

■事務局（大宮） 続きまして、本日の会議の成立について報告いたします。「恵那市景観条例施行規則」第31条第3項の規定により、過半数である、8名の委員が出席されておりますので、本審議会が成立したことをご報告申し上げます。

#### 4. 会長あいさつ

■事務局（大宮） 続きまして、出村会長から、ごあいさつを頂きたいと存じます。会長よろしくお願ひします。

■出村会長 皆さんおはようございます。本日の焦点が太陽光発電設備になってくるということで、前から議論をしていますように、恵那市あるいは日本全国、世界でエネルギーを何とかモノにしなくてはいけないという動きがあります。例えば、明智町では、日本ガイシと岐阜大学がタイアップしてやらせていただいていたります。だからそちら側は進めないといけない。しかし、それを適切に収めていかないといけないという両輪だと思います。ですので、まるっきり太陽光発電設備を否定するような議論にはならないと思います。むしろそれを前向きにとらえながら新しい風景をどうやって獲得するかという議論になるかだと思います。だから、おそらく第一歩になるのかなと思います。今回、計画が成案にむかって歩みを進めることになるならば、これから個別対応の大変な時期を迎えることになるかだと思います。おそらく、事務局もここから頑張らないといけないと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

■事務局（大宮） ありがとうございます。以後の進行につきましては、恵那市景観条例施行規則第31条第1項により会長に議長を務めていただくことになっておりますので、出村会長、進行をお願いいたします。

#### 5. 審議事項

■会長 では、次第に沿って進めていきます。「(1)景観計画の改正内容について」について事務局の説明を求めます。

■事務局（遠山、松田）

〔 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の手引き、資料①に基づき説明 〕

■出村会長 ありがとうございます。「(1)景観計の改正内容について」について、事務局より説明がありました。何かご意見等ございますか。

ちょっと口火を切らせていただきますが、専門家としては、訂正させていただきたいことがございまして、一般的にはどうでもいいことなのですが、5ページの景観の「景」と「観」に分けましたという説明はあまりよろしくないのではないかと思います。「景」も「観」も見るという意味なのですが、どちらかという「景」の方が景色とか景気とか心情・感情を含んだものに対してつかわれることが多いです。つまり、「景」と「観」を分けるのであれば、むしろ逆にした方が良いです。「観」の方が客観的に観た時に使われることが多いので。あるいは、景観工学ではこれを「見え」と「見方」という分け方としています。「見え」というのは、物質を反射あるいは透過した光を、感覚器官としての目、網膜が捉えたままの姿をいい、つまり物理的な環境を捉える知覚のことを言います。一方で「見方」というのが私たちの頭の中で、自分の状況であったり、感情、様々な文化的解釈を混合しな

がら解釈するやり方です。ですので、「見方」の方がここでいう「人が感じるもの」ですね。「見え」というのがここでいう「物理的なものの眺め」。つまり、議論は正しいですが、言葉遣いがちょっとやっかいですね。

さて、内容につきましてですね、ちょっと気になったところは、一つの議論は、太陽光発電設備のボリュームの話ですね。15メートルの捉え方。こういうやり方というのはそんなにないと思います。突っ込みどころは満載なので、意思強く、こういうことをやるんだ、と当局がやるしかない方法です。例えば、全然違う事業者が道路や森を挟んで隣で太陽光発電を行っていて、自分も太陽光発電を行おうとする場合、自動的に隣と一緒にカウントされて、自分のところは面積が少ないのにダメと言われる、こんな理不尽なことはあるかっていう文句はちょっと想像されます。ですが、それは理不尽ではなく、ボリュームオーバーですという強い意思ですよ。ということをちゃんと示すことによって運用をちゃんとするということだと思えます。

この話ともう一つ、7ページにある周知の話ですね。これは、新しい規則を強い意思をもってやっている自治体ですということを知らしめることによって、外からの業者は少し警戒する。警戒するというのは、逃げるというわけではなくて、場合によっては設計条件としてこれが入ることになるので、より良い商品を開発してくれる可能性が高いという意味でやっぱり周知はしておくべきだと思います。後出しが一番いけなくて、ここの自治体はこういう要件を求めるので、それにあった商品がここに反映されるべきですというそういう心構えを事前に知らしめるということがすごく大事になってきます。ですので、ボリュームの議論も含め、なぜいけないのかという議論をちゃんと突き詰めておかないといけないのかなと思います。

というところが私の意見ですが、委員の皆さんいかがでしょうか。

■前川副会長 はい。二つあります。一つは、今の7ページのところで、「担当職員が変わっても」という表現がありますが、じゃあ今までは担当職員が変わったらダメだったのかということになりますので、悪いことは書かなくてもいいのではないかと思います。

二つ目は、資料の8ページにある色彩のフレームについてです。「パネル部分と同色か黒色又は濃紺色とし」とありますが、実際、アルミのフレームが使われている場合が多くみられます。ですので、アルミのフレームは良しとしておかないと、さっき言われていたチェックシートで不適合になってしまおうと思います。私からは以上です。

■出村会長 ありがとうございます。現行の商品としてアルミフレームが主要になっているということなので、この色自身が、まあ言ってみれば非常に明度が高く表れるので、この辺を緩和すべきかどうかということですね。おそらく今のままこの制度を行うとなると、誰も対応できないという状況になるかと思えます。だから、もし、そういう商品開発を待つのであれば時限的な、段階的なやり方が必要になってくるのかなとは思えます。これはいい解決策はないでしょうか。これを良しとすると、今想像できる太陽光発電設備のまま、そのままずっと行くということになりますけども。

■前川副会長 書くのであれば、「反射率を抑えた」というような表現があるのかなと思います。今は昔と違って表面を反射しないようにしていると思います。その辺りは少し調べられた方が良くかと思えます。

■出村会長 そうですね。塗装によるつや消しなどがありますね。一つの解決策かと思えます。

その点、一点気になったところがあります。附属設備のところですが、「明度」については、言及

なしなのでしょうか。明度というのは、白が一番高い状態、黒が一番低い状態で、光の量の話ですね。そういう意味で森の中で目立たないようにするっていうのは、低明度です。それで、彩度というのは、色の鮮やかさですね。例えば、同じ赤色だとしてもくすんだ赤のなのか、非常にこう、パキッとした〇〇電気とかのインシヤルにあるような赤なのかという話です。彩度を低くするというのも非常に重要な対策になりますが、赤と白を並べた時、白の方が非常に明度が高い状態で、赤は10段階でいうところの6か7くらいで中明度で、白は自然の中にあると一番目立つ色になります。全ての光が混合すると白になるわけですが、それはつまり、ピカッと光った時のあのまぶしい色と同じ状態なんです。つまり、迷惑施設に扱われるものに白が使われるとなると規制しないといけない色になります。これが室内で扱われるとなると、白はもっと味方に扱われるわけですが。室外の白というのはよっぽど気を付けないといけない色なんです。だからこそ、道路の線は白で引いてあるんですね。目から外れないようにするために。というような話の中、キュービクルなどが非常に明度の高い状態で残していいものかどうかどういところで、明度もコントロールして方が良いと思いますがいかがでしょうか。

■事務局（松田） ご指摘のとおり、明度についても言及したいと思います。

■出村会長 ありがとうございます。他にご意見ございますか。

あともう一点確認しておきたいことがあります。今こうして改正内容を示されましたけれども、簡単にいうと全面改正ではなく、一部改定でその中の目玉として太陽光発電設備項目が加わるということと、景観重要樹木と建造物、アメとムチでいうところのアメですね、こちらが加わりましたということですね。それで、個別対応については、この後、地域別のような別の計画を立てられる予定かどうか聞いていなかったのを教えていただいてもよろしいでしょうか。つまり、全体的にこの内容の改正で良いかという議論をする際にすごく重要な条件になってまいりますので、その辺り少し情報を入れていただいてもよろしいですか。

■事務局（松田） はい。地域別の計画に関しましては、来年度以降、策定に向けて取り組んでいこうという段階です。まず第一歩として、導入段階として、来月3月の地域自治区会長会議にて、地域の代表である会長の皆さんにむけて、景観計画の概要の説明と地域別の計画を作っていこうと思っているけど、地域の皆さんはどのようにお考えですかと意見をうかがう予定でいます。

■出村会長 分かりました。ありがとうございます。地域別のことを個別対応のことに用いるとした場合に、この計画に地域別も盛り込むとなると、非常に重く長くなると思います。ですので、まずは全般的に言えることを、少なくとも規制しないといけないことは情報として盛り込んでおいて、後は、個別対応でいきたいと思いますという作戦ですね。改正内容の詳しい内容についてはこの後、運用指針で示されるとするならば、今ここで、こういう方針で事務局は考えておりますがいかがでしょうかというところになるのですが、委員の皆さんいかがでしょうか。

ちゃぶ台返しするなら今ですが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、続いて次に移ります。「景観計画運用指針の改正内容について」について事務局の説明を求めます。

■事務局（松田）

[ 資料②に基づき説明 ]

■出村会長 ありがとうございます。連続して設置される太陽光発電設備の群が1,000平方メートル

かつ見付高さ 15m以下に収まるようにしていただくという考えですね。今手元でちょっと計算してみたんですけど、ぎりぎりの角度 30 度で設置するのであれば、だいたい 25 メートルくらいの地図上の奥行きがあることとなります。その奥行きに対して、面積が 1,000 平方メートル以内ということになると、横は 40 メートルくらいが限界なのかなと思います。これ以上だと景観への配慮を求めることになるということですね。ご質問とか色々あると思いますが、いかがでしょうか。

■小川委員 「一体とみなす」というところがよく分からないのですが、例えば、既に 15 メートルを超える設備の横に新たに 15 メートルを超える設備を設置しようとした場合、配慮を求められるのは、新たに設置するところだけですか。既に設置されているものが影響を及ぼさないとは考えにくいのですが。

■出村会長 事務局いかがでしょうか。

■事務局（松田）まず、新しく設置しようとしているものに対して配慮を求めます。既に設置されているものに対しては、既存不適格ということで、改修や増設を行う場合に配慮を求められることとなります。既にあるものに対して、15 メートル以下にしてくださいといった指導は行えないこととなります。

■小川委員 ということは、今度新たに作る設備が面積を考えずに、15 メートル以下であれば配慮を求めることはできないということですか。

■事務局（遠山） 例えば、既存設備が 10 メートルありましたと。そしてその後に別の事業者が 10 メートルの設備を作ろうとしたとき、全体で 20 メートルになりますので、後から設置しようとする事業者はそこに太陽光発電設備があることを知っていて太陽光発電設備を作るわけですので、連続して 20 メートルにならないように後からきた事業者が配慮をするという形になります。前から設置している事業者には配慮を求めないです。

■小川委員 10 メートルの設備があったところに、10 メートルの設備を設置しようとしたら、一体的に考えて、配慮の対象になるということですね。

■事務局（遠山）はい。

■小川委員 そうした場合、10 メートルの横に 10 メートルの設備を設置しようとした場合は配慮を求める対象にならないということですね。

■事務局（遠山） そういうこととなります。

■小川委員 分かりました。

■事務局（遠山） 届出基準の 1,000 平方メートルについてここで補足させていただきます。1,000 平方メートルというのは、届出基準であって、1,000 平方メートル以上のものを景観上許さないというわけではないです。場合によってはメガソーラーと呼ばれる 10,000 平方メートル以上の設備が設置されることも考えられます。これはある程度は致し方ないと考えております。

■出村会長 1,000 平方メートル以上の設備はこちらで審査をしますということですね。

■事務局（遠山） そうです。審査はするけれど、必ずしも審査対象が景観上ダメだよという判断をしているというわけではないということです。

それで、先ほど松田の方から、開発行為の届出基準である 1,000 平方メートル以上と合わせてあると説明がありましたが、それに加えて、恵那市太陽光発電設備設置に関する条例に基づく届出の審査の対象も 1,000 平方メートル以上になっていまして、そちらとも整合性をとったところがあり

ます。

■前川副会長 そうすると、違う事業者が来た時にどれくらい離れていれば、一体とならないのかという話になるかと思えます。それは考えないといけないと思えます。

■事務局（遠山）はい。そこはご指摘いただいたとおり、そこを数値化できるかとか、それこそ見る角度によっても変わってきますし、事務局としてもはっきりとした答えが出ていない状態にあります。

■出村会長 そうですね、実際に運用していくことを考えると、困ったことがありそうな気がしますね。今 1,000 平方メートルに満たないもので、今回の制度の既存不適格となる設備を新たに作るというような場合に、まず、1,000 平方メートルの網にかからないと。それをどうするかという話ですけど、恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の手引きにあるフローによると、1,000 平方メートル未満のものでもダメなものはダメと言っていますね。これはつまりウォッチャーがいるということですよ。設備をちゃんと管理する人がいるという状況で運用されているということですかね。実際どのようにされているのでしょうか。

■事務局（遠山） 実際は、特にですね、1,000 平方メートルに近いものに対しては、いわゆる設置する場所が 1,000 平方メートルということではなくて、事業面積として 1,000 平方メートルかどうかということになります。ですので、怪しむという言い方は変ですけど、近しいものについては、届出を必ず出してもらって審査を行ってということになります。現場の話になりますと、小さいものが行われないうちにちゃんと見張りが付いているかということ、実際難しいところはあります。ですので、勝手にやられる可能性はゼロではないです。

■出村会長 はい。ただ、それが悪いものであると認定はできるということですね。

■事務局（遠山）そうです。設置が適当でない区域に設置されることがダメだと言える体制はできています。

■出村会長 ありがとうございます。その他にご意見ありますでしょうか。運用面で予見できそうな問題があれば、教えていただければと思うのですが。

■渡邊委員 全く別の話になるのですが、1,000 平方メートルという面積はどのように取るのでしょうか。

■事務局（遠山）登記ではなく、現況の事業区域の面積をとります。地図を真上からみた形になります。事業の計画図を届出提出時に添付書類として出してもらいまして、その事業面積が 1,000 平方メートルを超えているかどうかで判断します。

■出村会長 理想論を言えば、面積云々ではなく、むしろゾーニングで片づけるべき問題かなと思います。このゾーンはダメですよという、そういうゾーンの作り方って実は科学的にできています。重要な視点場というものをある程度見繕って、例えば生活区域の中心点やすぐに目にはいる観光地の重要な景色のある場所とか、そういう視点をおいて GIS 上でそこから目の届く場所ってすぐに出せるんです。見え隠れの指標というものがあまして、黒板があると説明がしやすいのですが。つまりそれってかなり標高の問題がかなりあります。例えば、ここから外の山をみて見えるところと見えないところがありますよね。手前の地形が盛りあがっていて影になっている部分がある。見えないところに規制をかけてもそんなに効果がない。ということを考えると、ほんとに効果がある規制をかけるとすると、その大事な視点を 100 個なら 100 個見出しておいて、そこから絶対見えない場所を除き、そこから絶対見える場所を地図上で塗りつぶしておけば、見える場所には設置しないというルールが自

動的にできると思います。

実は、愛知県の東浦町で景観計画を策定する時に私のところの研究室で実際にどこが大事なところかを今説明した方法で割り出したことがあります。

それで、恵那市の皆さんが選んだ重要な視点場で網羅的に行くとそれで、網のかからない部分は、市の届出を出してもらって、認められればいいですよというやり方が可能だという話です。これは機械的に行うことができます。しかし、計画を作る時にこれを全部網羅的に行った時のぎりぎりのラインというのがすごく詰めづらいです。ですので、今はこうして 1,000 平方メートルというところで、マニュアルでこうして運用するわけですが、これは実は個別対応の方が威力を発揮するかもしれないと考えると今後の個別の地域の指針作りの時に、こういうやり方でやっていくと、精緻に景観を扱うことができるのかなと思いましたので、紹介させていただきました。

こういうやり方が良いのか悪いのか、また運用しやすいのかしにくいのかという点はやってみないとわかりませんが、これを行った場合は、見えるところにはおかないという強い意思があれば可能だと思います。

ただ、先の話になるかと思しますので、そう考えると今は、ちゃんと太陽光発電設備に対して配慮を求めますという強い意思を発表するということが大事だと思いますので、あと、全体としてのある程度審議できる網をかけるという意味でこれくらいかなと思います。ただ、これから現場で対峙していかないといけないわけですから、こんな事例はすり抜けられるという話があれば備えていただきたいと思しますので、思い付くことがあればおっしゃっていただきたいです。

■小川委員 可視領域というものは、全国で一件しか行っていないのでしょうか。

■出村会長 この考え方は結構古い考え方です、マニュアルですと行っているところは行っています。例えば、高速道路の設計とかに昔は使われた方法になります。景観計画の中でこれを精緻に行うというようなやり方はあまりないです。私は東浦町でこれを行ったのですが、規制には使っていないです。

■小川委員 規制に使った例はないのでしょうか。

■出村会長 津々浦々までちょっと情報が分からないのですが、知る限りはないです。

■小川委員 そこまで踏み込むことは難しいという感じでしょうか。

■出村会長 なくはないです。京都で行っています。

■小川委員 例えば、可視領域を求めようとした場合、簡単にできてしまうものなのでしょうか。

■出村会長 私はできます。

■事務局（小木曾）そうですね。コンピューター上で求めることは簡単だと思いますが、まずその視点をきめるところが難しいと考えています。

■出村会長 そういう意味で個別対応の方がやりやすいと思います。ここを守りたいという強い意思がある時にやりやすいですね。東浦町でやった時は全部絨毯的に調べるために、50 メートルだか、20 メートルメッシュで全部のところへ行って調べて、それを検討するという大技を行ったんですけども、それをやるととても大変ですね。

■事務局（松田）ありがとうございます。今の可視不可視の話は、出村先生に事前に打ち合わせをお願いしたときにもお話いただいた内容です、事務局の方でも共有・検討させてもらった中で、やはり地域に入っていくときに、自分たちの地域にどういった景観があるのかといったところや、自分た



ちが何を大切にしたいのかを知ってもらうための指標といいますか、ツールとして可視不可視を用いて良ければいいのではないかと事務局としては考えております。

ですので、まずは今説明させていただいた全体の計画で配慮を求めて、個別事例については地域別の中で対応していく方向で事務局進めておりますのでよろしくをお願いします。

■出村会長 資料①、②について他に観点ございましたら、お願いいたします。足立委員いかがでしょうか。

■足立委員 今太陽光発電設備の設置が以前より減ったように感じておりますけども、今後のためにこういった制度は必要なんじゃないかと思えます。

■出村会長 ありがとうございます。およそ認めていただいていると思えます。よろしければここで、議決じゃないですが、この方針でよろしいと思われる方は拍手をお願いします。

(全委員からの拍手あり)

■出村会長 ということで、この方針でよろしいということですので、どうぞよろしくをお願いいたします。

## 6. 報告事項

■出村会長 あと、報告事項がありますね。報告事項について事務局の説明を求めます。

■事務局（松田）

[ 資料③に基づき説明 ]

■出村会長 ありがとうございます。ちょっと気になるのが、太陽光委員会との調整で何か問題となった事案があるのでしょうか。応えられる範囲で教えてください。

■事務局（遠山）今回、景観の方で太陽光発電設備を取り上げた形になるのですが、実は恵那市内のある地域で、まさしく太陽光発電設備の設置に対して景観に関して地元の方から色々ご意見がありました。ただ、それ自体も今の恵那市の太陽光発電設備設置に関する条例に特に抵触しているわけではないですし、個人の財産のこともありますので、法的に何ら問題の無い事業になるんですけど、先ほどお話したように、地域の守りたい景観と折り合いがつかないということがありました。どっちが正しいとか間違っているとかいうことではなくて、そういったことでお互い議論を深めていかないといけないというところの問題対応に時間を要していました。

■出村会長 今回改める景観計画には引っかかってくるような案件でしたか。

■事務局（遠山）全体の中では引っかからないです。必要であれば、地域の皆さんが地域別景観計画など何らかを考えていくことになるかと考えています。ただ、今地域の皆さんに言っているのは、太陽光発電設備だけが届出の対象になるわけじゃないよねということです。もちろん景観を守るには既存の建物であったり、その色彩であったり、そういったことも全て対象になるので、色んなことを考えて本当にそれを対象にすべきかを考えてくださいとお話させていただくつもりです。

■出村会長 そういう意味で今回の、15メートル、1,000平方メートルというところに引っかからな

いにしても、今後はその地域別で対策をを練るようなやり方を急がないといけないということですが、今の改正に全く引っかけられないということですか。

■事務局（遠山） 引っかけられないのですが、今回、太陽光発電設備を対象にすることで、地域別景観計画を考えることができるようになります。今までですと、もし今やろうとすると、地域別景観計画でいきなり、恵那市内なにも対象になっていない太陽光発電設備を引っかけて、そこからまた議論をしていかなければならないことになりますが、今回これで、最低限、太陽光発電設備を届出の対象になりますのでもう少し厳しい規制を検討することができるようになります。例えば、主な眺望点だけはダメだよということを議論しやすくなると思います。

■出村会長 分かりました。事務局がそうおっしゃるなら。

■事務局（遠山） ついでになってしまいますが、明日、前川副会長にも委員を務めていただいている、太陽光発電施設検討委員会にて、今日議論いただいた内容を報告させていただきますのでよろしくお願い致します。

■出村会長 以上になりますが、その他よろしかったでしょうか。ありがとうございます。これで審議事項、報告事項は終了いたしました。

## 8. その他

■出村会長 その他事務局から何かありますか。

■事務局（大宮） 特にありません。

■出村会長 わかりました。他にないようでしたら事務局に進行をお返しします。

## 9. 閉会

■事務局（大宮） 出村会長、ありがとうございました。また、委員の皆様にも置かれましても、貴重なご意見ありがとうございました。最後に前川副会長から、閉会のお言葉をお願いします。

■前川副会長 本日、皆さんに議論していただいたとおりになりますが、細かい課題がたくさんあります。これをクリアしないと実用は難しいと。それと最後にありました地域性というものは、恵那市はかなり多くのウェイトを占めておりますので、その辺りをまとめて、9月までに必要であれば審議会を1回、2回開くことになるかと思えます。私からは以上です。

閉会します。ありがとうございました。

〔 閉 会 〕